

## 燕市立保育園の民営化に係る運営事業者募集に関する施設整備・運営の条件

### 1. 基本的な条件

- (1) 児童福祉施設最低基準その他関係法令・通達を遵守するとともに、県及び市からの指導・通知に誠意を持って対応すること。
- (2) 運営事業者が、直接、当該保育園を管理・運営すること。
- (3) 保育園の運営にあたり、事業者は、地域住民に対し十分な説明を行うなど誠実に対応すること。
- (4) その他課題が生じた場合は、速やかに市と協議すること。

### 2. 施設等に係る条件

- (1) つばみ保育園
  - ① 現在の園舎の建物、備品等については無償譲渡とし、土地については、無償貸与とする。
  - ② 現在の園舎は移行後5年を目途に増改築を行うこと。また、増改築にあたっては、3歳未満児の定員増に努めること。
  - ③ 園舎の増改築については、運営事業者が決定した後、速やかに協議を開始すること。
  - ④ 整備する園舎については、高齢者との交流スペースを設けることとし、3年以内に基本設計書を市に提出すること。
  - ⑤ 増改築に伴う国等の補助金や市からの財政的支援が必要な場合は、市と協議すること。
- (2) 吉田西太田保育園
  - ① 現在の園舎の建物、備品等については無償譲渡とし、土地については、無償貸与とする。
  - ② 吉田南小学校区にある吉田日之出保育園が、平成27年度より3歳以上児の入園募集を停止し現在3歳未満児のみを保育していることから、民営化に伴い吉田日之出保育園の園児の受け入れが可能か提案すること。

### 3. 運営に係る条件

#### (1) 保育園の運営

- ① 入園定員は、民営化移行前の定員を下回らないこと。増改築等により定員を変更する際には、市と事前に協議すること。
- ② 開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までを下回らないこと。
- ③ 園児については、乳児から5歳児までを受け入れること。ただし、乳児については、生後2か月から受け入れるよう努めること。
- ④ 集団保育が可能な障がいのある子どもの受け入れに努めること。
- ⑤ 給食については、自園調理とし、食物アレルギーへの対応として除去食や代替食を提供すること。
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業を実施すること。
- ⑦ 地域活動事業として月1回以上の園庭や園の開放を行うとともに、地域の子育てを支援するための育児相談等を行うこと。
- ⑧ 園の行事については、移行前の年間行事を尊重するとともに、保護者の意向にも配慮した計画となるよう努めること。
- ⑨ 地域の活動については、地元自治会等と連携し積極的な参加に努めること。
- ⑩ スムーズに民営化を進めるため、引き継ぎ保育を実施すること。なお、民営化後も必要に応じて民営化移行前に在園していた保育士を派遣することを協議する。
- ⑪ 保育園の運営開始後3年を目途に第三者評価を実施し、評価結果を公表するよう努めること。
- ⑫ 保護者や地域住民からの意見や要望等については、丁寧に対応すること。

#### (2) 職員の体制

- ① 専任の施設長及び主任保育士を配置すること。
- ② 施設長は、児童福祉及び施設運営に対して熱意を持ち、原則として保育士の資格があり、5年以上の管理監督の経験を持ち、さらに人事管理や経営能力を有する者であること。
- ③ 主任保育士については、概ね10年以上の保育経験があり、秀でた知識と技能を持ち、保育士を指導する能力を有する者であること。
- ④ 通常保育における職員配置は、燕市の職員配置基準に準ずることとし、人員配置の充実に努めること。また、障がい児の状況により、保育士の配置に配慮すること。

燕市の職員配置基準表(園児数対保育士数)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3対1	3対1	6対1	20対1	30対1	30対1

- ⑤ 保育士(主任保育士を含む)の年齢のバランスについては、5年以上の保育経験を有する者が概ね3分の1以上含まれるよう努めること。
- ⑥ 上記③及び⑤の保育経験には、幼稚園・認定こども園での経験年数を算入することができる。
- ⑦ 当該保育園に勤務している非常勤職員が継続勤務を希望する場合は、運営事業者において積極的な雇用に努めること。
- ⑧ 職員の資質向上のため職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

#### 4. その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、園児や保護者等の情報が流出しないよう対策を講じること。
- (2) 職員は守秘義務を遵守し、退職後もその義務を負うこと。
- (3) 保護者と運営事業者、市による「三者協議会」を設置するので、様々なことについて協議すること。
- (4) 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。また、市と締結する各種協定や契約事項については確実に履行するとともに、市の監査や指導等に誠実に対応すること。